

ダイナミックプライシング実証事業約款

第1項（本実証の目的）

本実証は、電力需給状況等に応じた電気料金によるEVおよびPHEV（以下、「電動車」といいます。）の充電シフトを検証するものです。電動車を活用した効率的な電力システムの構築を目指し、再生可能エネルギーの拡大、調整力の確保、系統増強の回避等につなげることを目的に実施します。経済産業省資源エネルギー庁（以下、「エネ庁」といいます。）および一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」といいます。）が補助をおこない、MCリテールエナジーが実施します。

第2項（本実証にご参加いただくための条件）

本実証にご参加いただくためには、下記（1）～（8）の全てに該当することが必要となります。

- （1） 電動車を所有（リース契約等で占有する車両を含む）している、またはこれから電動車を購入予定で2021年12月25日までに納車されること。
- （2） 個人または法人で、私有地もしくは占有する敷地内に、電動車用充電設備をすでに有している、または、これから電動車用充電設備を設ける予定であり、かつ、2021年12月25日までに設置いただくこと。

※電動車用充電設備の設置にかかる費用は実証参加者の負担となります。

- （3） 2021年12月25日までにMCリテールエナジーが提供する「毎日充電無料プラン」または「毎日充電無料CO2フリープラン」（以下、総称して「対象電力プラン」といいます。）を契約種別とする電気需給契約に基づき電気需給を開始し、モニター協力期間終了日（2022年1月31日）まで当該電気需給を継続いただくこと。

※対象電力プランは毎晩午前1時～午前5時までの4時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料になるプランです。

- （4） 対象電力プランについて、第3項に規定するモニター協力期間内の一部期間において、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料になる時間帯が、第4項（3）に規定するとおり、毎日変動することについて承諾いただくこと。

- （5） 本実証のモニター協力期間終了日（2022年1月31日）まで継続して本実証にご協力いただくこと。

- （6） 電動車用充電設備における充電電力使用量を計測する計測機器（以下、「充電電力量計測機器」といいます。）を設置し、第3項に規定するモニター協力期間終了後、対象電力プラン継続の有無に関わらず2022年3月31日まで充電電力量計測機器の設置を継続いただくこと。

※2022年3月31日以前に転居等実証参加者の都合により充電電力量計測機器を継続して設置出来なくなった場合、MCリテールエナジーは、当該実証参加者に対して、充電電力量計測機器の代価および設置工事等モニター協力期間終了までに要した費用の実費相当額をご請求いたします。

- （7） 実証参加者が対象電力プランを解約した場合、MCリテールエナジーは充電電力量計測機器の撤去工事を行わないこと、ならびに、実証参加者の責任と負担で充電電力量計測機器を適切に撤去、および廃棄等の処理をすることについて事前に承諾いただくこと。

- （8） MCリテールエナジーが実施するアンケート調査について、MCリテールエナジーが定めた期日内に、誠

実にご回答いただくこと。

第3項（本実証の実施期間）

実証事業期間	2021年9月10日～2022年2月18日
モニター募集期間	2021年9月10日～2021年11月25日 ※応募状況により早期に募集を締め切る場合があります
モニター協力期間	参加申込を受理した日もしくは、対象電力プランを契約種別とする電気需給契約に基づく電気需給を開始した日のいずれか遅い日～2022年1月31日

第4項（本実証のご協力の流れ）

(1) 対象電力プランへの加入

MCリテールエナジーが提供する対象電力プラン（「毎日充電無料プラン」または「毎日充電無料CO2フリープラン」）へ加入していただきます。

※対象電力プランの加入手続きには最長1.5カ月程度かかります。

※モニター募集期間内にお申込みいただいた場合であっても、申込書の記載内容の不備、電動車の納車又は電動車用充電設備の設置工事の遅延、充電電力量計測機器が設置できない等の事由によって2021年12月25日までに対象電力プランを契約種別とする電気需給契約を締結し、同契約に基づき電気需給を開始するという対象電力プランの加入手続きが完了しない場合、お申込みをお断りする場合があります。

(2) 充電電力量計測機器の設置

電動車用充電設備における充電電力量を遠隔計測するために、MCリテールエナジーが指定する工事業者にて充電電力量計測機器を設置し、通信設定の完了をもって対象電力プランを契約種別とする電気需給契約に基づく電気需給を開始いたします。

(3) 無料充電時間帯の変動

通常の無料充電時間は、毎晩午前1時～午前5時です。ただし、モニター協力期間の開始から一定期間経過後、MCリテールエナジーが実証参加者に対して事前にLINEまたはメールでお知らせした開始日から2022年1月31日まで（以下、「変動期間」といいます。）は、無料充電時間は毎日変動します。変動期間における無料充電時間は、前日にLINEまたはメールで通知した連続する4時間とし、当該無料充電時間に限り充電電力量料金を無料といたします。実証参加者は、自らの責任で自動車メーカーの提供するアプリケーションや電動車のタイマー設定等をおこなっていただきます。

※変動期間以外の期間は通常の無料充電時間（毎晩午前1時～午前5時）であるため、無料充電時間の通知はおこないません。

(4) 充電情報等の収集

モニター協力期間中における実証参加者の電動車の使用状況、充電データおよび実証参加者の登録情報は、MCリテールエナジーに収集・蓄積されます。

※実証参加者の登録情報とは、実証申込および電力需給契約内容等をいいます。

(5) アンケートへのご回答

MCリテールエナジーは、実証参加者に対して、モニター協力期間中に各種アンケート（例：実証参加者の電

動車の使用状況、タイマー設定頻度等)を実施いたします。実証参加者は、MCリテールエナジーが定めた期限内で、誠実にご回答ください。

(6) 実証協力金のお支払い

MCリテールエナジーは、以下の条件を満たした実証参加者に対して、モニター協力期間終了後、実証協力金として現金6万円を、本実証への参加申込時に指定された銀行口座に送金する方法によりお支払いします。

<実証協力金のお支払い条件>

① モニター募集期間内に本実証への参加申込を行ったこと。

② 第2項に定める実証参加条件を全て満たしていること。

※アンケート調査へ回答期日時点で未回答の方や、モニター協力期間終了日までにMCリテールエナジーの電力プランを解約した方、モニター協力期間中に1度も電動車の充電を行わなかった方などは実証協力金をお支払いできない場合があります。

第5項 (事前同意事項)

実証参加者は、本実証に参加するにあたり、下記(1)～(6)の全てに同意していただきます。

(1) 充電電力量計測機器の設置および管理

本実証への参加にあたって、MCリテールエナジーが充電電力量計測機器を実証参加者の敷地内に設置することについて、あらかじめご承諾いただきます。なお、当該計測機器の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額について、実証参加者のうち、第2項に規定する参加条件を全て満たした方については、全てMCリテールエナジーの負担となり実証参加者のご負担はございません(充電電力量計測機器は電動車用充電設備ではありません。また、充電電力量計測機器の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用は実証参加者の負担となります。)。ただし、充電電力量計測機器の設置後、第2項の参加条件を満たさないことが明らかになった場合、充電電力量計測機器の代価および設置工事等モニター協力期間終了までに要した費用の実費相当額を実証参加者にご負担いただきます。また、実証参加者は、自己の財産におけると同一の注意をなす義務をもって、当該計測機器が正しく計量できる状態を維持するものとし、当該義務違反、または実証参加者の故意もしくは過失によって当該計測機器および付随する機器(ゲートウェイや通信機器)を破損させた場合、MCリテールエナジーは、実証参加者に対し、修理・交換等に要した費用の実費相当額を請求できるものとします。なお、実証参加者は、MCリテールエナジーに対し、当該計測機器の設置場所を無償で提供するものとします。また、以下の場合により電動車への充電電力量として正しく計量することができなかった場合には、MCリテールエナジーは、実証参加者に対し、通常の使用電力量として電力量料金を請求できるものとします。

① 当該計測機器が接続されているブレーカーをOFFにするなど、稼働に必要な電力の供給を絶った場合。

② 上記自己の財産におけると同一の注意をなす義務の違反、または実証参加者の故意もしくは過失によって、当該計測機器および付随する機器(ゲートウェイや通信機器)を破損させた場合。

(2) 利用・取得する情報の種類と取得方法

電動車の充電電力量データ、電気使用量データ、実証参加者登録情報、アンケート調査結果、その他MCリテールエナジーが取得することについて事前に同意いただいたデータ(以下、総称して「本実証取得データ」といいます。)を以下の方法で取得したうえで、本実証の分析・検証の目的で利用します。

利用・取得する情報	取得方法
電動車の充電電力量データ	充電電力量計測機器による計測

電力使用量データ	電力契約による検針
実証参加者情報・アンケート調査	本実証参加申込やアンケート調査票への登録・回答
その他データ	事前に同意いただいた取得方法

(3) 取得した情報の利用目的

本実証取得データについては、第1項に規定する本実証の目的実現を目指してエネ庁およびSII（同社が分析を目的とした秘密保持契約を締結した分析機関を含む。以下、同じ。）がおこなう分析・検討のための資料としてエネ庁およびSIIに提供するため、また、電力ピークの平準化、製品・サービスの研究開発および販売施策を検討する際の分析資料として、MCリテールエナジーおよびMCリテールエナジーが組成するコンソーシアムで利用します。

(4) 取得した情報の管理、保存期間、廃棄

本実証取得データは、実証事業期間終了後5年間、MCリテールエナジーにて保持・保管します。また、MCリテールエナジーは、本実証またはサービスの実施過程で知り得た実証参加者の情報を秘密情報として保持するものとし、前(3)号に定める目的でエネ庁およびSIIに提供する場合ならびにMCリテールエナジーおよびMCリテールエナジーが組成するコンソーシアムで利用する場合を除いて、実証参加者の事前の同意なく、これらの情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。

(5) 取得した情報の取り扱いの委託

本実証の実施にあたり、MCリテールエナジーが、充電電力量計測機器の工事業者、IoTシステム委託先、DP管理システム委託先、コンサルティング委託先等に、取得した情報の取り扱いの全部または一部を第1項に規定する本実証の目的の範囲内で、委託する場合があります。MCリテールエナジーは、情報の安全管理が図られ、かつ、前(4)号に定める情報の管理を遵守するよう、当該委託先に対して必要かつ適切な監督をおこないます。

(6) 本実証終了後、契約プランの継続

本実証に伴い契約いただいた対象電力プランは、本実証が終了した後も自動的に継続されます。モニター協力期間終了後（2022年2月1日以降）は、電動車への無料充電時間が、毎晩午前1時～午前5時に固定されます（モニター協力期間終了後は上記のとおり電動車への無料充電時間が固定（毎晩午前1時～午前5時）となるためLINEまたはメールによる事前通知は行われません）。また、対象電力プランを継続する場合、今回設置した充電電力量計測機器が必要であるため、本実証終了後もそのままご利用ください。

第6項（留意事項）

(1) モニター協力期間中の電気料金について

本実証において午前1時から午前5時および、LINEもしくはメールで翌日の無料充電時間を通知した場合は、通知した4時間の電動車への充電分の電気料金は無料となりますが、それ以外での電気使用分は電気需給約款の料金体系に基づき請求いたします。また、無料充電時間以外で電動車の充電に使用した電気使用分についても、無料対象外となる為、請求いたします。

(2) 実証参加申込みについて

実証参加の申込みは、対象電力プランでの供給開始をもって完了します。なお、参加申込時点ですでに対象電力プランでの供給を開始している方が電子または書面により実証参加の申込みをした場合は、MCリテールエナジーが当該申込みを受理した時点で実証参加の申込みが完了したものとみなします。

(3) 実証参加者の退会について

実証参加者が、モニター協力期間の終了日前に実証協力を辞退する場合は、事前にMCリテールエナジーにご連絡をいただきます。充電電力量計測機器を既に設置している場合は、充電電力量計測機器の代価および設置工事等モニター協力期間終了までに要した費用の実費相当額を請求いたします。また、実証参加者が対象電力プランを解約した場合、MCリテールエナジーは充電電力量計測機器の撤去工事を行わず、実証参加者の責任と負担で充電電力量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理していただきます。

(4) 実証参加者の退会に伴う情報の開示・訂正・利用停止等について

(ア) 情報収集の停止

本実証取得データは、実証事業期間中収集されます。計測データの収集を停止する場合は、第(3)号の退会手続きが必要になります。

(イ) 収集情報に関する問い合わせ、開示、訂正等の手続き

本実証において収集し保管する全ての情報に対する開示、訂正、追加又は削除の請求は、MCリテールエナジーにご相談いただきます。

第7項（免責事項等）

(1) 本実証の中断・中止、実証期間の変更、途中解約等

社会情勢の変化や、システムの保守・復旧、もしくは天災等の不可抗力により、本実証の中断・中止、実証事業期間およびモニター協力期間の変更等をおこなうことがあります。

(2) 反社会的勢力の排除

実証参加者は、自己またはその関係者様が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業・団体、総会屋その他の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、実証参加者が当該確約に違反した場合、MCリテールエナジーは、事前に通知せずに、当該実証参加者の本実証からの強制退会・本実証の利用停止をおこなうことができるものとします。この場合、当該実証参加者に損害が生じた場合でも、MCリテールエナジーは一切責任を負わないものとします。

(3) 本実証の品質、セキュリティリスク

MCリテールエナジーは現在の一般的技術水準に基づいて対策を講じますが、技術水準やセキュリティリスクは常に変化していることから、瑕疵が完全でないことを保証できないことを実証参加者にあらかじめ了承いただくものとします。

第8項（その他）

(1) 本実証は、実証参加者とMCリテールエナジーが協力することによって実現されるものです。

(2) 本実証に関するお問い合わせは、MCリテールエナジーにご連絡ください。

(3) 充電電力量計測機器の維持・管理は実証参加者の責任において行っていただきます。

(4) MCリテールエナジーは、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を実行します。

(5) MCリテールエナジーは、必要に応じて本約款の内容を追加・変更・削除することがあります。この場合、MCリテールエナジーは、実証参加者に対して適切な方法にて通知をおこないます。通知がなされた後、8営業日以内に実証参加者からMCリテールエナジーに対して反対の意思のご連絡がない場合、本約款の内容の追加・変更・削除を承諾いただいたものとみなします。